改葬に際してのご注意

可児市市民文化部環境課

改葬（墓地・納骨堂から、他の墓地等に遺骨を移すこと。なお、墓地内における遺骨の移動も改葬となります。）の際には、以下に示した手続きを必要とします。
ご一読ください。

申請前の準備

① 許可申請書を入手します。
（可児市においては、記載事項が揃っていれば他市町村の様式でも申請可能です。）
② 埋葬の事実をご確認ください。
③ 現在埋葬されている墓地の管理者(寺院・自治会長等)に、申請書中の事実確認部分の記入を依頼してください。
④ 故人と申請者のつながり及び故人の死亡年月日が確認できる戸籍(除籍)謄・抄本等を、本籍地にて入手します。
・「代々の墓」についても全員必要です。
・埋火葬許可証の写しなどで代用できます。
⑤ 許可申請書に必要事項を記入します。（故人１名につき１枚の申請書が必要です。不明の場合は、その旨記入してください。）

申請について

受付は、現在埋葬されている墳墓の属する市町村で行います。（庁舎４階環境課にて）
許可申請書(墓地管理者事実確認部分を含む)・戸籍(除籍)謄抄本等（故人と申請者のつながり及び故人の死亡年月日が確認できるもの）が必要です。

申請後について

・ 数日後に許可書類を市役所にてお渡しします。申請手数料は無料です。
・ 返信用切手・封筒を用意していただければ、郵送も可能です。
・ 特段の支障があり、より日数を要する場合についても、その旨電話にてご連絡します(改葬先が所在確認できない、等)
・ 許可書類は、埋葬予定の墓地管理者が使用します。

※ 「精抜き」「精入れ」については、ご自身でお取り計らいください。
※ 精抜き後の区画の取扱い(今後の使用・永代使用料など)についても、ご自身で墓地管理者とご相談ください。
※ 墳墓主以外の方が申請される場合・無縁仏の場合については、別に書類を必要としますので、ご相談ください。

墓地、埋葬等に関する法律　（昭和 23 年法律第 48 号）

第２条第３項　この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は作成し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう

第５条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

２　前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては・・・改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第８条　市町村長が、第５条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号）

第 2 条　法第 5 条第 1 項 の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第 2 項 に規定する市町村長に提出しなければならない。

一　死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）

二　死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

三　埋葬又は火葬の場所

四　埋葬又は火葬の年月日

五　改葬の理由

六　改葬の場所

七　申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）

二　墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本

三　その他市町村長が特に必要と認める書類

第 3 条　死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠 4 月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第 1 項の申請書には、同条第 2 項の規定にかかわらず、同項第 1 号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　無縁墳墓等の写真及び位置図

二　死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し 1 年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に 1 年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面

三　前号に規定する官報の写し及び立札の写真

四　その他市町村長が特に必要と認める書類

第 4 条　法第 8 条 に規定する埋葬許可証は別記様式第 1 号又は第 2 号、改葬許可証は別記様式第 3 号、火葬許可証は別記様式第 4 号又は第 5 号によらなければならない。